

## 大月市有財産（斎場）借受者公募要項

### 1 趣旨

大月市が所有する、大月市初狩町下初狩地内にある大月市有財産（斎場）を有効活用するとともに、住民の要望に応え、引き続き斎場として運営することを条件に、葬祭事業者へ一括して貸付けるものである。

### 2 貸付物件

- ① 土地：大月市初狩町下初狩字西田 1000 番 1 外 16 筆 9,666 m<sup>2</sup>（詳細は別紙）
- ② 建物：集会場 平屋建 延床面積 920.16 m<sup>2</sup> 外 2 棟（詳細は別紙）
- ③ 備品：祭壇、音響機器、ほか多数（詳細は別紙）

### 3 貸付契約の主な条件

- ① 本貸付契約は、地方自治法第 238 条の 5 の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）であり、借地借家法の規定の適用はないものとします。
- ② 貸付期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間です。
- ③ 貸付物件は、斎場事業の用途に使用するものとします。
- ④ 貸付物件に、新たに建物を建築することはできません。また、第三者に転貸することや本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ⑤ 貸付は、土地・建物・備品を一括貸付とし、貸付期間の初日に現況有姿の状態で引き渡します。返還について借受者は、引渡し時点と同じ原状に回復しなければなりません。
- ⑥ 貸付料の支払いについては、半年毎払いを原則とします。

### 4 借受者（応募者）の資格要件

- ① 山梨県内に本社又は事業所を置く葬祭事業者であること。
- ② 県内において、3 年以上の斎場事業実績を有すること。
- ③ 国税、県税及び大月市税の未納がないこと。

### 5 斎場の運営に関する条件

- ① 借受者は、貸付斎場の運営に係る経費は自ら負担するものとします。市が立て替え払いするものについては、借受者は市の請求に基づきその額を市に支払うものとします。
- ② 建物保険（共済）は市において加入します。
- ③ 建物の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により市の承認を受けなければなりません。

- ④ 当該貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受者の負担とします。
- ⑤ 借受者は、関連する法令等を順守すること。

## 6 貸受者の決定方法

借受応募者が提出する、借受希望価格の入札額が最も高い者を借受者と決定する。

## 7 応募受付期間及び場所

- ① 受付期間 平成24年2月8日（水）から15日（水）まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 受付場所 大月市大月2丁目6番20号  
大月市 総務部 総務管理課 管財担当（市役所本庁舎2階）

## 8 応募時提出書類

- ① 借受応募申込書
- ② 商業登記簿謄本（写し）
- ③ 納税証明書
  - ア 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）
  - イ 県税の納税証明書（すべての県税に未納がないこと。）
  - ウ 大月市税の納税証明書（大月市内に本社又は事業所がある法人）
    - ・法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2年度分の納税証明書（未納がないこと。）
    - ・固定資産税（償却資産を含む）平成21年度、平成22年度の納税証明書（未納がないこと。）
- ④ 借受希望価格入札書（長形3号程度の封筒に入れ封印すること。）

## 9 その他

- ① 応募希望者合同による現地物件見学会は特に予定していませんが、見学を希望する場合は2月6日（月）までに管財担当へ申し出てください。
- ② 本要項に定めるもののほか、地方自治法、同法施行令、大月市公有財産規則、大月市財務規則、その他の関係法令等の定めるところによります。
- ③ 本要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

大月市大月2丁目6番20号  
大月市 総務部 総務管理課 管財担当（市役所本庁舎2階）  
電話 0554-23-8001（直通）